
一般社団法人 Get in touch
定款

定款作成日	平成24年9月24日
公証人認証日	平成24年9月28日
法人成立日	平成24年10月1日

一般社団法人 Get in touch 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Get in touch と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 当法人は、さまざまな創作活動および表現活動を通じて、誰もがそれぞれの個性を生かして豊かな人生を創造できる共生社会の実現をめざすことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害のある人や生きづらさを抱えた人の創作活動ならびに表現活動の支援
- (2) アート作品等の展示会の企画・開催及びアート作品等の販売
- (3) アート作品等の商品化ならびに店舗展開等の事業
- (4) コンサートなど、啓発イベントの企画・開催
- (5) 企業、団体、個人等と協働した、共生社会の実現をめざす啓発活動
- (6) 共生社会をめざす企業、団体、個人等のネットワーク化の促進
- (7) その他この法人の目的を発展させるために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) その他の会員

理事会において別に定める規則により入会した個人及び団体

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところ

るにより申し込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、理事会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第12条 この法人の社員総会（以下、単に「総会」という。）は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他この法人の運営に関する重要事項
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時総会は、以下の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を書面で示して総会招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも二週間前までにはその通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 総会における議決事項は、第16条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

5 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事・監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|----|----------|
| 理事 | 3名以上7名以内 |
| 監事 | 1名以上3名以内 |

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうちから、副理事長、常務理事各若干名を選定することができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることが出来ない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の職務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、6か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会及び総会に報告する。
- (4) 理事の職務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ

る。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務の執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 総会に付議すべき事項の決議
- (4) 事業計画及び収支予算の決議

- (5) 多額の金銭の借入れその他新たな義務の負担及び重要な財産の処分に関する決議
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項に関する決議

(種類及び開催)

第30条 この法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎事業年度6か月毎に1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
 - (4) (2) 及び (3) の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項(2)及び(3)の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事会における議決事項は、第31条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第35条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(暫定予算)

第41条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 この法人は、剰余金を分配を行うことができないものとする。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会による議決をもって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併（合併によりこの法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) その他法令で定められた事由

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、次に掲げるもののいずれかに贈与するものとする。

- (1) 公益社団法人若しくは公益財団法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第17号に掲げる法人
- (3) 国若しくは地方公共団体

(合併)

第46条 この法人は、総会による議決を経て合併できる。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

(雑則)

第48条 この定款の執行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第12章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
堀 川 智 鶴	東京都XXXXXXXXXXXX
尾 崎 美 緒	東京都XXXXXXXXXXXX
氏 田 照 子	横浜市XXXXXXXXXXXX

(設立時代表理事)

第50条 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(定款施行日)

第51条 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(最初の事業年度)

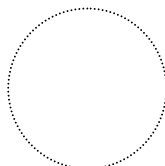
第52条 この法人の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

以上、一般社団法人 Get in touch の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年9月24日

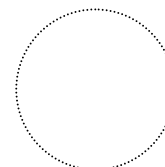
設立時社員

堀川 智鶴



設立時社員

尾崎 美緒



設立時社員

氏田 照子

